

## 豊中市出資法人等改革連絡調整会議設置要綱

### (設置)

第1条 本市の出資法人等の見直しを進めるにあたり、出資法人等の今後のあり方及び出資法人等に対する本市の関与のあり方等を検討するため、豊中市出資法人等改革連絡調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において「出資法人等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 資本金、基本財産その他これらに準ずるものに係る本市の出資比率又は出えん比率（以下「出資比率等」という。）が4分の1以上であり、かつ、出資者又は出えん者のうち、本市の出資比率等が最も大きい団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に人的又は財政的な支援を行っているなど本市と密接な関係にある団体

### (所掌事務)

第3条 会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 出資法人等のあり方の検討に関すること。
- (2) 出資法人等に対する関与のあり方の検討に関すること。
- (3) 出資法人等の経営改革に係る検討に関すること。
- (4) その他出資法人等の改革推進に関すること。

### (組織)

第4条 会議は、議長及び委員で組織する。

- 2 議長は、総務部行政総務課長の職にある者をもって充てる。
- 3 議長に事故があるときは、会議の委員のうち議長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。
- 4 会議の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、議長が必要と認めるときは、同表に掲げる職と同等以上の職にある者をもって替えることができる。

### (会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、その任務を遂行するため、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (解散)

第6条 会議は、その任務が達成されたときに解散する。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部行政総務課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月7日から実施する。

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。
- 1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。
- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。
- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

#### 別表第1

総務部人材育成課

財務部財政課長

出資法人等を所管する課長

- ・ 人権政策課
- ・ 都市活力部スポーツ振興課
- ・ 市民協働部くらし支援課
- ・ 健康福祉部地域福祉課
- ・ 健康福祉部保健所保健医療課
- ・ 都市計画推進部住宅課
- ・ 都市計画推進部市街地整備課